

●博士学位請求論文要旨

知的障害福祉の権利保障構造

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程
佐藤 健吾

1. 課題設定の背景

本研究は、知的障害者の社会福祉の権利の在り方について、その権利がどのように保障されるものなのかということを構造的に捉え直していこうとするものである。このような研究課題を設定するに至る背景をまず述べておきたい。

社会福祉の権利は、一般に生存権と同義なものとして理解される。社会権としての生存権は、国家によって給付される権利という理解がなされてきた。主にこの理解の仕方は、生存権裁判の歴史が語るように生活保護など経済的保障に重きを置いた権利の捉え方を固定化してきたところがある。この従来型の生存権の捉え方に対して変化が起こり始めたのは、1990年代末以降の社会福祉の基礎構造改革が背景にある。この改革と相まって、福祉の権利論が活性化してきたのであるが、その成果の一つには、従来型の経済的保障の権利概念に留まらない自己決定権という考え方が定着するようになったことがあった。他方、知的障害領域に目を移すと、1960年代末に知的障害福祉の現実から唱えられた人格発達の権利というものがあった。これは糸賀一雄が提起したものであるが、権利の概念として十分に理論化がなされたわけではなかったこともあり、権利論研究においてもその内実が共有されているわけではない。しかし翻って、近年まで強調されてきている人格的自律権としての自己決定権の概念も、社会福祉の領域においてその概念を十分に理解されたうえで共有されるともいえないところがある。

従来からの生存権の捉え方である給付の権利は、現金（金銭）給付と現物給付とに大きく分類されてきた。経済的な所得保障としての権利は、国家

から個人に給付される二者関係の給付の権利である。他方、現物給付はサービスと云われるが、このサービスを受け取ることで権利を受給したというように理解されてきたところがある。本来は、サービスを受けている間には、サービス提供者である支援者との人間関係がサービス終了まで継続しているという事実があるのであるが、このことについて、国家と個人と支援者といった三者の関係を構造的に捉えた上で、生存権を理論化することが十分になされてこなかった。そのことは、「財やサービス」の受給という理解のされ方にも表れている。言葉の上では、お金も物も人ではないから、受け取ったら権利は充足したのものとして認識されてきた感が否めない。所得保障の権利概念が定着してきた社会福祉の権利概念の背後には、サービスの中身である支援者と利用者の関係を含めて、国家と、利用者と、支援者との関係構造を権利の概念として理論化する作業は、現在のところ不十分な状況にある。そこには生存権という権利の認識が、国家と個人との二者関係の給付の権利であるという固定的な理解があるゆえに、権利を保障するために存在する支援者の役割を明確に説明できない理由の一つになっていることがあると思われるのである。身体、精神、知的といった三障害を統一的に把握し、これを就労支援という枠組みによって編成し直す制度が登場したが、利用者にとって、就労の技能や態度を身につけること、もしくはその様な就労施設のカリキュラムに従事することが、憲法25条が掲げる理念、「健康で文化的な最低限度」の人間存在としての人権の保障であるのかを問うたときには、疑問符が付くように思えるのである。

人格的自律権としての自己決定権は、意思決定

支援という形でサービスの中身として語られることもある。成年後見制度など民法上の法律行為への支援としてのみでなく、利用者の日常的な活動全てに意思の決定や意思の表出支援が語られることもある。自分に関わることについて、他者に勝手に決められることに対する自己決定という意味合いでは、その意義はもっともなことである。しかし、論理的に考えてみても自分で決めたという宣言をしたところで、それが実現する権利でもないという性格も併せ持っている。多様な意見を自由に表現できるということならば論理的にも問題はなく、十分に尊重されるべきである。そのような意味合いで自己決定権がイメージされている場合もなきにしも非ずであるが、決定することが権利であるという論理自体には不具合が伴っているだろう。一方、同じく所得保障的な権利ではないものとして存在するのが、人格発達の権利なのであるが、これについても人格とは何か、発達とは何か、ということの共有の認識が形成されているわけでもない。

このように知的障害福祉の利用者の権利としては、サービスの中身である支援者の役割を意図するものとして、人格的自律権としての自己決定権と、発達保障論に基づく人格発達の権利という二つの権利概念が主張されてきた。またこの二つの他には、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というものが前提にある。

2. 研究課題と目的

知的障害者という人間存在は、近代公教育制度が整備され始めた1900年頃、学校の知育についていくことが極めて困難な子どもが一定数いることが認識され、この原因の究明の結果編み出された知能指数が著しく低い存在者が知的障害（旧称精神薄弱）として社会的に認知されたことに始まる。そして、その知能指数という能力評価によって教育制度から排除されていったという歴史がある。戦後憲法に基づいて1960年に制定された知的障害者福祉法は他の福祉法にくらべて遅い制定であった。その理由の一つには、戦前から社会的に排除された知的障害という障害をどのように理解し、

どのように社会福祉の制度となすべきかについての情報が不足していたことがある。そこで、当時の行政の長い調査研究を必要としたのであった。戦前において発達が見込めない故に社会制度から排除されてきた理由などを調べ、成人を対象とした知的障害者福祉法を制定する際には、知的発達の遅滞がある存在者にとっては、「成人」といっても「児童」との連続性の中で捉えなければならず、単に実年齢が「成人」であると認識するだけでは、知的障害者に対する社会福祉とは言えないという認識があったのであった。「成人」ではあるが発達年齢としては「児童」年齢であることに対応する「高度な専門性」が必要であるという結論にいたり、これに応えるための職員資格要件を定め、知的障害者福祉法は成立した。しかし、社会福祉の基礎構造改革において現行法に改められた際に、この人権にかかわる最低基準ともいわれる省令における職員資格要件を廃止した。障害者自立支援法の成立と相まって改定された知的障害者福祉法（現行法）において、障害の状態に応じ得る専門性である職員資格要件が撤廃されたことと同時に現れたものが、「その有する能力を活用する」という規定であった。職員側の専門的な能力を問うことを廃止し、逆に、知的発達の能力に障害を持つ利用者の能力を指標とする法規定に変容した。このような矛盾の出現が、本研究の課題を導く大きな動因となっている。戦前において知的障害児者は、「能力が少ない」ことをもって社会的に排除された。他方、基礎構造改革後の知的障害者福祉法上では、「その有する能力を活用する」という形で当人の「能力」を指標とする法規定が復活した。見た目には排除と包摂という違いがある。しかし、権利を保障するためにある法律の表現であるということは、能力の程度と権利を引き換えにするような論理が見えてくる点で同根の問題がある。もともと「健常者」に比べて「少ない」その個人の有する「能力」を使うということは、その能力の程度に応じて評価がなされるという意味で、能力の程度に応じて権利が存在するというような能力の程度主義を容認してしまう側面がある。その点で、戦前同様に、能力の差異を社会的に承認していることには変わりない。このようなことに対する問題関心が、本

論の課題設定を裏付けている。能力を基準とした人間の見方に対するものには、人権というものがある。権利あるいは人権は、社会的存在としての人間同士における関係性が如何にあるべきかということについての規範や理念といえるものである。人をその人の有する能力で評価することと、人間の尊厳を持つ同等の存在であるために手立てを講じるのでは考え方が全く異なる。

知的障害福祉に身近に関わる権利概念としては、憲法25条の基本的な権利と、人格発達の権利、そして人格的自律権としての自己決定権がある。しかし、人格発達の権利概念、人格的自律権としての自己決定権の概念、そしてまた憲法25条の「健康で文化的な」の特に「文化的」についての解釈が従来から曖昧であるという状況がある。

このようなことから本論は、曖昧な状態にある知的障害者に関わる社会福祉の権利概念の状況において、知的障害福祉の権利を保障する構造を検討することにより、知的障害者にとっての権利とはどのようなものなのか、また、どのような権利を、誰が、どのように保障することが知的障害福祉の権利概念として相応しいのかを明らかにすることを目的としている。

3. 本論の構成

第1章では、第1に、人格発達の権利、人格的自律権としての自己決定権という表現の中にある人格というものの意味内容が曖昧であることに関心をよせ、日本社会に人格という言葉がどのように出現したのかを考察した。ここでは、人格という言葉がイマニュエル・カントの使用していた定言命法における法概念であったことが解るのだが、戦前の国家体制の影響下で、その概念が国家が想定する人間像（資質や能力）を表すものへと変容していくことが確認される。第2に、このような社会体制と同時進行したものが、知的障害児者の社会的地位への影響であった。先に述べたように、知的障害という障害が社会的に認知され、その障害概念が定立することと同時に、社会的に排除されていくのだが、そのことは人格概念の変容と同時進行していたのであることが解る。一方にはま

た、社会的に排除されたことに応答しようとした知的障害福祉の源流もみられた。

第2章は、戦後憲法のもとで明確に権利となった社会福祉において、知的障害者がどのように位置付けられて法制度化されたかということの一端を確認し、のちに現行法においてその法規定が変容したこと、およびその意味内容を論じる。この変容の内容は、先にも触れたが、「能力」をめぐる、利用者の能力が問題にされる一方に、支援者の能力が反故にされた問題である。そしてまた、この法制度下における支援の課題を考察する。支援者は、利用者の権利を保障するために存在するのであるから、どのような支援観をもつのかということは、利用者の権利に対する認識を反映しているものでもある。実践と権利概念は深い相互関係にある。この章で先行研究によって示される問題認識も能力に関わるものである。このように論点となる能力というものと、他方で、社会的義務として与えられるべき権利との間に生じてくる課題があるのだが、それは、基礎構造改革を背景として強調されてきた自己決定権の権利概念の中にも内在していることがみえてくる。これについては、より明確な論点として考察する必要がある。次章は、この能力と権利との相関を考察するものでもある。

第3章では、第2章で論じた知的障害者福祉の権利を定める法律の変容に伴って強調されてきた、自己決定権の権利概念を主に扱う。この際に、人格的自律権としての自己決定権を対象にするが、その理由は、現在イメージされる自己決定権の概念が先に述べたように曖昧であることから、明確にその概念を提起した佐藤幸治の人格的自律権としての自己決定権を対象としている。また、佐藤は人格の定義については殆どなされていない一方で、自律の概念を詳細に定義づけていることや、自律という概念が社会福祉の権利論に登場したのはこの時期からであるという特徴もあることから、特にその権利概念を構成する要素である自律の概念を中心に検討することとした。佐藤の定義する自律が、ある人間像（能力や資質）を措定している

ことは、戦前の人格概念に、ある人間像（能力や資質）が措定されたことと重なってもいた。また、この自律概念を検討する際には、佐藤とは大きく異なるカントの自律概念を参照点として併せて検討した。ここでの検討結果は、人間相互の関係の在り方について、価値に変換できる能力を軸とする自律の捉え方と、人間の尊厳を等しく認めるための権利を導くものとしての自律の捉え方に二分されることが解った。

また、本論が課題の要としている部分であるが、権利概念を構成する自律の検討を通して、支援者の役割、すなわち、利用者に対する権利保障主体であることの基礎付けの在り方を検討している。その基礎付けが、何に基づくかについては、知的障害の障害状態に応じ得る専門性が必要であることを示す一方、人格的自律権としての自己決定権の概念によっては、知的障害福祉の支援者の支援の正当性が基礎づかないことを明らかにした。この点が、国家、利用者、支援者という三者の関係を十分に説明できないということのポイントでもあった。

第4章では、自己決定権が「健常者」一般から知的障害者も包摂する方向であったのに対し、知的障害の視野から「健常者」一般へ向かう権利論を検討した。ここでは、知的障害福祉の現実から唱えられた糸賀一雄の人格発達の権利に焦点を当てている。当然ではあるのだが、知的障害福祉の支援者の存在を十分に基礎づけるものであることが確認される。ただし一方では、この糸賀の権利概念について、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の理念と合致するものであるという主張が登場しており、このことについても検討を加えている。この糸賀の人格発達の権利概念については、社会福祉学、教育学などの関連領域において現在までほとんど明らかにされていない概念であるので、その点では試論的な解釈を施したという性格を有している。また、この権利概念は、学習権と近似的であるとの指摘がなされてきたことから、学習権概念についても検討を加えている。

第3章で検討した人格的自律権としての自己決定権の権利概念と、第4章で扱う人格発達の権利

概念を検討してきた過程からは、生存権の「文化的」という部分の未確定状態になっているところに、糸賀の権利概念の本質があると把握することが可能であることが見えてくる。その理由としては、佐藤の自律の概念では、個人の有する能力の問題に傾注しているが、糸賀の人格発達の権利概念では、個人の有する能力に対しては否定的で、逆に共同的な概念を強く打ち出している特徴がある。そこに、憲法25条の「文化的」というものは人間相互の関係概念に他ならないことであるから、本論では、25条の「文化的」な生活を営む権利という部分に、知的障害者に保障されるべき権利の概念が適合するのではないかということを見定めていくことになる。

第5章では、現在まで曖昧にしか解釈されてこなかった憲法25条の「文化的」についてまず考察する。そこでは幾つかの确实な要素も確認された。他方、糸賀の時代には自律という概念を法概念として扱うことは見られなかったことが気がかりであった。現在の社会福祉の特に権利論研究においては、自律は必須の概念である。第3章において自律という法概念を検討した際に、カントの自律概念は、佐藤の提唱する「他者に服」することなく、というものは異なり、人間相互の関係性であり、それが共同的な概念であることを確認したことがあった。その点にかかわって、社会福祉の実践と権利の関係を扱う代表的研究者の一人である秋元美世が、ある自律の概念に注目していたのだが、この概念がカントの自律概念を継承する現代のソーシャルワーク研究者であった。実践と権利を結びつけるこの自律概念は、「対話」というエンパワメント方法を用いた共同的な権利概念であることにおいて、生存権の「文化的」生活の権利の解釈を豊かにするものではないかと考えられる。

終章は、上記の実践と権利の結びついた自律概念は、知的障害者を特に対象にしているわけではないことから、冒頭において、その援用可能性を生存権の「文化的」な生活の権利と重ね合わせながら、知的障害福祉施設内部を想定して支援者と利用者との「対話」的な実践のあり方の検討を試

みた。また障害者権利条約における「能力」についての見解を取り上げ、「能力」を論点とする意思決定支援についても考察した。そして、前章までの検討結果によって確認することのできた三者の関係の権利保障構造の必要性和、知的障害福祉の権利概念に相応しい権利概念を導出した際の論理の要件を整理し、併せて、現行法に内在する問題点に対する修正案についても提示した。本研究は、大きな柱として人格や自律、そして発達といった抽象的な概念を含む2つの権利論を検討してきた。その抽象性の中には人間存在のあり方をどのように考えるべきであるのかということが凝縮されていた。その凝縮を紐解く検討作業から得られた権利保障のための要件については、従来、解釈が十分ではなかった憲法25条の「文化的」の部分の再解釈していくことにおいて可能になるという結論を得た。しかし、本来なら必要とされるべき事柄について十分に検討できなかったことも多くあり、この点は今後の課題でもある。